

長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正
する規則要綱

事 項	説 明
1 改正理由	長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、改正するもの。
2 主な内容	(1) 条例第15条第2項の改正に伴い、個人情報の開示請求の際に本人確認に必要な書類の提出をしなければならない者に、条例第12条第3項各号に掲げる者を追加するように改める（第7条関係）。 (2) その他条文を整備する。
3 施行期日	この規則は、平成26年4月1日から施行する。